

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、入院患者Aの退院時に別の入院患者Bの個人情報が記載された書類（請求書）を誤交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報
患者Bの氏名、患者ID、診療名称

2 事案の経過

○令和6年9月1日（日）

- ・病棟において、患者Aの退院時に、看護師が患者Aの書類に患者Bの書類が混入していることに気付かず、患者Aに交付した。
- ・患者Aの帰宅後、家族の方が、患者Bの書類の混入に気づき、病棟に連絡が入った。
- ・看護師が、患者Aの自宅へ訪問し、患者Aに謝罪し、書類を回収・帰院後適切に破棄した。

○9月2日（月）

- ・所属長の病棟師長から患者Bに経緯を説明し謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・看護師が患者Aに書類を交付する際、書類の確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・患者へ書類交付する際、書類の氏名を讀上げて確認することを看護師に指導した。
- ・看護師長会で事案報告・注意喚起し、再発防止に努めた。